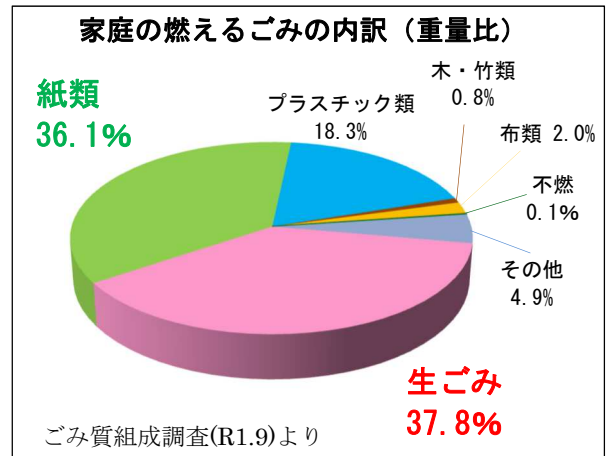


ごみ減量の推進 ① 生ごみ

家庭からでるごみのうち、80%が燃えるごみです。そのうち、生ごみの割合は38%、紙ごみの割合は36%を占めています。佐賀市では、特に割合の多い生ごみと紙ごみについて、重点的に減量を推進しています。



① 生ごみ等減量促進事業

NPOへ委託し、市内各地で生ごみ減量の講座を実施しました。そのほか、相談・サポートにも対応し、生ごみ減量の取組みが継続するように、助言を行いました。

『NPO 法人 循環型環境・農業の会』の取組み

米ぬかぼかしを使った生ごみ堆肥化やダンボールコンポスト、生ごみ堆肥を使った野菜づくり・花づくりなど、楽しみながら取り組める方法を紹介しました。

講座：54回、844人参加

サポート：321回、246人対象



② 家庭用生ごみ処理容器等購入補助

生ごみの減量と資源化のため、家庭用の生ごみ処理容器等の購入費補助を行っています。

◎ 補助内容

- ・生ごみ処理容器（母材を含む）の購入金額の半額、上限3,000円まで。1世帯につき2基まで対象。
- ・電動式については、購入額の半額、上限20,000円まで、1世帯につき5年ごとに1機まで対象とする。

※令和5年度までは、諸富町、三瀬地区の方は、背振共同塵芥処理組合の制度により、購入金額の半額、上限5,000円まで補助がありました。



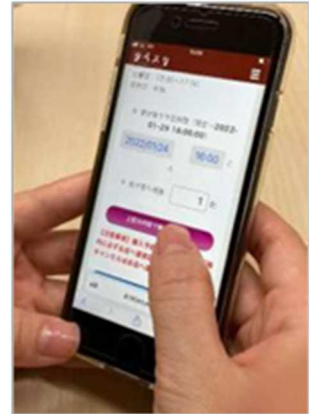
◎ 令和5年度実績

148件に対し、140千円を補助しました。



ごみ減量の推進 ① 生ごみ

③ 食品ロスの削減



【SAGA タベスケとは】

食品ロス削減を目的とし、佐賀市内の食料品店等が消費期限が近いなどを理由に短期間で売り切りたい食品をウェブサイトにお手頃価格で出品、その出品された商品を消費者が予約し、店舗で購入できるマッチングサービスです。佐賀市の燃えるごみの約4割が生ごみとされています。その中に多く含まれる食品ロスを減らしていくためのサービスです。

【令和5年度末までの実績】

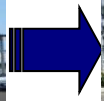
登録店：23店
登録者：1,614人
削減量：103kg

【マッチングまでの流れ】



ごみ減量の推進 ① 生ごみ

④ 使用済み天ぷら油（廃食用油）のリサイクル



使用済み天ぷら油を、スーパーや公民館などにある回収ボックスに出してください。

佐賀市清掃工場で、バイオディーゼル燃料に生まれ変わります。

バイオディーゼル燃料は、市営バス等の燃料として使用します。

不用になった天ぷら油（植物性）を回収して、軽油と同等品質の高品質バイオディーゼル燃料に再生しています。天ぷら油のリサイクルには、ごみの減量や資源の有効活用、地球温暖化抑制などのメリットがあります。

令和5年度は116,791リットルの油を回収し、38,050リットルのバイオディーゼル燃料に再生しました。この量は、約98トンの二酸化炭素削減効果にあたります。

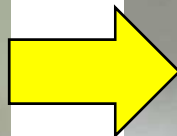


【高品質バイオディーゼル（HiBD）燃料の精製】

使用済み天ぷら油（廃食用油）からバイオディーゼル燃料を精製する装置を令和2年に更新しました。これまでのバイオディーゼル燃料（BDF）は、軽油の代替燃料として平成15年式以前の車両にしか使えず、使用できる車両が限られていました。しかし、新たな技術で精製される高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）は軽油と同等品質の燃料に生まれ変わり、新型車両にも使えるようになりました。今後も、市営バスなどの燃料として使用していきます。



廃食用油（原料）

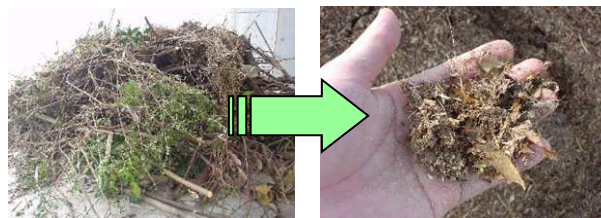


HiBD（精製燃料）

ごみ減量の推進 ③ その他のごみ

① 剪定枝のチップ化

佐賀市清掃工場（南部中継所を含む）に持ち込まれた剪定枝の一部をチップ化して、無料で配布しています。令和5年度は3.24トンの剪定枝をリサイクルし、197人に配布しました。チップはマルチング材や堆肥の材料として利用することができます。



剪定枝

チップ化

チップ
利用
例

クッション材



衝撃を緩め、やわらかい感触の舗装材に利用できます。

マルチング材



土の表面に敷き詰めると、雑草が生えにくく、土の乾燥も防ぎます。

堆肥の材料



ひと手間掛けると良質の堆肥ができます。

② 出前講座等での啓発活動

ごみの分別や減量、食品ロス問題などについて広く市民にPRするため、出前講座を実施しています。

（令和5年度実績）

「ごみの分別むずかしか〜」	7回開催	201人参加
「もったいなか〜食品ロス削減でSDGsに貢献！」	6回開催	109人参加
「外国人のためのごみ出しガイド」	2回開催	48人参加
「ごみ分別発電ゲーム」	1回	85人参加



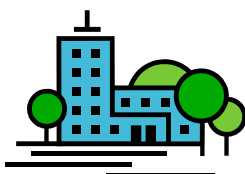
家庭系食品ロスへの佐賀市の取り組み



③ 事業系ごみの減量化計画書提出の義務化

市の処理施設に事業系一般廃棄物を年間36トン以上搬入・処理している事業者等を「多量排出事業者」とし、廃棄物減量等推進責任者の選任と、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付けています。

令和4年度の実績をもとに、60の事業者が令和5年度の対象となりました。



エコプラザ

エコプラザは佐賀市の環境学習の拠点です。

ごみの現状を見てもらう見学コースや、環境問題を正しく理解してもらう再生ゾーン、環境学習ゾーンがあります。館内では、ごみの再生品の展示・販売や、3R講座の開催、エコマーケットなどを開催しました。令和5年度総来場者数は、36,909人でした。



令和5年度の来場者数内訳

- ◇ 施設見学者数： 7,950 人
- ◇ 会議室利用： 7,824 人
- ◇ 講座受講者数： 527 人
- ◇ イベント来場者数： 3,494 人
- ◇ その他来館者数： 17,114 人



◇開館時間：10時～17時

◇休館日：毎週水曜日、年末年始

3R「ごみを減らす」・「再使用」・「再資源化」に関するイベントや取組



令和5年度に実施した講座やイベント等

- ◇ 3Rの推進に関する講座：94回
- ◇ エコマーケット等のイベント：20回
- ◇ レンタル：217件

エコマーケット
(フリーマーケット)
参加者数：2,705人



リユース食器の貸し出し

イベント時等、繰り返し使える食器を貸し出しています。(無料)



スーツケース等のレンタル

利用頻度が低く、家の中でかさばるものを必要な時だけ借りることができます。(有料)



「もったいないライン」

0952-33-0526

不用になったものの活用方法の相談電話です。

下水処理汚泥の肥料化

下水汚泥から肥料を製造

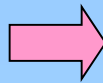
市外で処分していた汚泥を肥料に

佐賀市下水浄化センターでは、平成21年9月まで下水処理の過程で発生した脱水汚泥を全量産業廃棄物として運搬処分費用に年間約1億円をかけて、市外で処分していました。

平成21年10月からは、産業廃棄物として処分していた脱水汚泥を原料として肥料の製造を行い、地域住民の方々や農家の皆さんに利用していただいています。



原料となる脱水汚泥。まだかなりねばねばしています。



大きなホイールローダーで脱水汚泥と種菌を混ぜ合わせます。

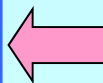
汚泥肥料化の過程



1日約25tの汚泥を原料として、約4tの肥料が製造されています。



50日程度かけて出来上がりです。さらさらです。



肥料が発酵中です。



下水汚泥肥料化施設（西与賀）

令和5年度は約1,400tの肥料を販売しました。